

平成26年（ネ）第126号 大飯原発3，4号機運転差止請求控訴事件

1 審原告 松田正 外184名

1 審被告 関西電力株式会社

弁論再開の申立書

2018年1月22日

名古屋高等裁判所金沢支部民事部第1部C1係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 島田 広

同 弁護士 笠原 一 浩

ほか

島崎邦彦証人は、昨年（2017年）11月に開催された、2017年度日本活断層学会秋季学術大会において、訂正申立書（甲585）記載の通り、従前の数値を改めた数値データを用いて口頭発表を行った。島崎証人の知見が正しいことは甲584など、他の裁判例においても認められているところ、最新の科学的知見を反映しないまま判決に至れば著しい審理不尽の誹りを免れないことは、もはや誰の目にも明らかである。

したがって、追って提出する火山等に関する最新の意見書とあわせ、最新の科学的知見を反映させるため、弁論再開を行うよう、改めて求める次第である。

以 上